

管局者謂之謂

卷之三

八九〇

大正七年に於ける工場災害 職查(農間勤省調査)

職查（農間勤省調查）

工業別	死亡負傷數				死亡數	の割合百分比
	染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場		
工場	男	女	男	女	男	女
雜工場	一八〇	二九九	二七九	七九七	一八	二九
計	男	女	男	女	男	女
七九四	七五	三二	三一	三六	一一二	一八
一二一	二九	一九	一九	一七	一四	一六
一五一	一六	一三	一三	一九	一六八	一六
一五	一六	二三	二九	二七九	四七	四七
一五	一六	一六	一六	一四	一四	一四

東兵大地方		其車轉齒高熱物體		調帶調索又は調帶車輪子軸他		物體の飛來又は墜落		高所より墜落		因別罹災者數		同上中死亡者		二者の割合百分比		特別工場		
京度阪別	計	計	計	計	計	計	計	計	計	男	女	男	女	男	女	計	男	
罹災者數	一六二	一七四	五四五	一六〇一	八一四	六一	八五	七四	六一	九六	一二四	二〇七	一四〇	二〇七	二七六	二七六	一七・二	五・八
百分比	一〇・一	一〇・九	二四・〇	二七六	一七・二	一九・五	一四・七	一二〇	一八	三四	四・四	三五	二一	二〇	一七	一七	一七	一七

年を経たるを以つて相當の調査材料を纏め得たが工場法の適用なき小工場使用職工十五人未満に關しては何等調査材料なく一般の工場労働問題考究の上に遺憾多きを以て之が完備を要する爲め五人以上の職工使用工場に關し諸般の調査を爲すに決し、近く地方廳に通牒を發す筈であると云ふ。

製絲工場増加

農商務省の統計に依れば、本年夏挽期に於ける十人繰以上の全國器械製糸工場總數は二千八百三十四ヶ所で其釜數は約二十七萬八千四百九十三釜である。昨年同望に比し工場數十四ヶ所を減少せるも釜數は五千九百三釜増加した。而して新設工場數は九十八ヶ所其釜數七千三十六釜で既設工場中釜増せる工場數百六十四其釜數六千百十二釜、減釜せる工場七十ヶ所釜數一千九百三十二釜、休業廢業工場百十一ヶ所其釜數五千三百十三釜である。府縣中、長野縣七百四十一ヶ所、八萬四千四百九十六釜、群馬、三百二十一ヶ所二萬九千二百三十七釜、愛知、縣埼玉各一萬七十餘釜、山梨一萬三千餘釜岐阜一萬一千餘釜福島一萬餘釜である。九

州七縣全體にて約一萬二千釜に過ぎない。

製絲女工の労働狀態

我國産業中に於いて女工を最も多數に使用しつゝあるは紡績業にであるが、近年絲價の昂騰により業態著しく好況に向ひたる長野縣下の製絲工場の如きは紡績業に追従し、最近九萬前後の女工を收容するに至り、今後益々增加の傾向がある。斯の如く事業好況にして職工の需要増加し然も之を得る事の漸次困難となるや資本家は諸種の名目を設けて女工を誘致し一度契約を結めば之を寄宿舎内に拘束して殆ど自由なからしむる状態である。

女工契約期間は一年、三月より十二月迄の十箇月間とし契約と共に賃銀の前貸を爲し全然彼等を家庭より奪ひ寄宿舎生活を爲さしめ近距離の者と雖も通勤を許さざるを常例とし今年九月迄は賃銀支拂方法は一年一回十二月末拂ひとなし工場労働の苦痛より逃走又は轉職せんとするものを防止したが労働問題の喧傳せらるゝ際斯る慣習は當然社會の非難を招くべき悶あるを以て九月以降は一箇月拂とすべき旨縣令を以て強制せる

も貯金其他の名義を以て會社に保留し實行する者は無い様である而して勞働時間は午前五時より午後七時迄の十四時間制にして一箇年中六十日間は隨時工場の都合により尙一時間を増し十五時間の勤務を要望する慣習紡績工が十一時間二交替を爲すを以て非人道的のもとのとし之が短縮を主張する時に於て製絲工は單に徹夜業を爲さずと言ふのみで日々十四時間場合によりては十五時間の過當なる繼續勤務に從事し一日工場外の空氣に接するの暇なき有様である。

更に彼等の眼目とする賃銀は各工場主が前年度の或期間に於ける平均率を以て標準とし各日の出來高を其標準率に對比して決定すると共に品質の如何によりては罰金として賃銀中より刪除し優良なるものには同一率を以て附加してゐるが賃率決定及び試験は工場主の隨意であるから工場により諸種の差異及び弊害があつて文明的方法とは言はれない、然るに女工の黙従しつゝあるのは要するに婚期に近づきたるもののが婚費を得んとする目的がある爲めで女工年齢を見れば明かに之を了解することが出来る、即在の如くである。

日本紡績業

十四歳	六,〇〇〇	十五歳	七,〇〇〇
十六歳	七,〇〇〇	十七歳	八,〇〇〇
十八歳	九,〇〇〇	十九歳	八,〇〇〇
二十歳	七,〇〇〇	二十一歳	六,〇〇〇
二十二歳	五,〇〇〇	二十三歳	三,〇〇〇

右表に依る時十四歳より漸増し二十歳は七八千人を算し二十歳を越す時は漸減し二十三歳となる時は激減して僅に三千餘に過ぎず尙以上の趨向を裏書する爲め勤續年限を表示せは七年度の状況左の如くである。

二年	繰 絲	三,〇〇〇	揚 返	九〇
三年	繰 絲	三,〇〇〇	揚 返	四〇
四年	繰 絲	九,〇〇〇	揚 返	四〇
五年	繰 絲	七,〇〇〇	揚 返	四〇

即ち二年或は三年勤續者最も多くして四年度に激減するを見れば女工が婚期を得る爲め或期間女工たるものなる事を知るべく勞働條件の苛酷に對し何等反抗的態度を持するものなきは自然的結果であるが斯る制度は女工の默認し居ると否とに拘らず可及的速かに改善するの必要ある。

農商務省調査大正七年度日本の紡績事業の現状は大

十二歳以下 四〇〇 十三歳 二〇〇

體次の如くである。

綿絲紡績工場所在地三府廿二縣
撫入資本總額一億三千二百八十三萬餘圓

労働者の衛生調査

農商務省に於いては兼て同省内に鑛山工場に於ける衛生施設及災害豫防に關する研究所建設中であつたが、愈々落成と共に工場課鑛山局より夫々専任の技師技手等移つて研究に着手した。同所は化學室、物理室、細菌研究室、解剖室、動物室、等に分かれてゐる。四月二十八日讀賣新聞に現れたる同所化學室主任井口哲宗氏の談に據れば、

化學室では目下重に炭坑の坑内空氣を調査してゐる。其の材料は常繁地方に一ヶ月程出張して五六の炭坑から持つて歸つたのである。大體に於いて炭酸瓦斯が多く酸素が非常に缺乏してゐる。即ち炭酸瓦斯の多い坑内には千分の十以上もあり。少くも千分の一比は含ん

化學室では目下重に炭坑の坑内空氣を調査してゐる。其の材料は常磐地方に一ヶ月程出張して五六の炭坑から持つて歸つたのである。大體に於いて炭酸瓦斯が多く酸素が非常に缺乏してゐる。即ち炭酸瓦斯の多い坑内には千分の十以上もあり。少くも千分の一比は含ん

である。外國などでは戸外では一萬分の五室內では千分の一の炭酸瓦斯を含有する空氣は人體に有害だとしてゐる。又一般に坑夫の死亡率は農夫、漁夫等に比して高く死亡年齢も約十年程若い、殊に金屬鑛山等の坑夫は更に若い現象を發見した。但其原因は何であるかは未だ判然してない。外國には此種の例がないので先づ基礎的研究からやらねばならぬ。要するに鑛山地方は衛生思想も設備も幼稚であり、生活狀態も細民窟以上のがある。従つて坑夫の死亡數が他に比して多く其年齢が三十歳五十歳位のもの最も多いなど注意すべきだ。猶研究の範圍を廣めて鑛山地方の住民の營養、飲料水、寄生虫病等も究めたい。坑内空氣も此外にメタン瓦斯を含んだ九州北海道の炭山鑛山等からも材料を蒐めて分析する。此外工場課の方では紡績工場や其他多數從業員を有する工場寄宿舎の調査を鯉沼技師主任なりと各地に材料蒐集に忙殺されてゐる。』と。

農商務省で労働者生計調査

從來労働問題は主として内務省の所管であつたが此度米國の労働調査を了へて五月下旬歸朝した農商務省書記官河合氏は臨時産業調査局に於て日本の労働問題を調査する事となつた。先づ第一着手には傷害保險に関する調査を行ひ、同時に生計調査をも行ふ事となつた。是は彼等の生計に要する金と物價との比較等を正確に調査して置いて、物價が一割上つた時に一割の増給請求は正當であると認める材料とするのであると云ふ。

九月中及九月迄の新設會社

化學工業	三二	一九三一	二六	一一九四九
窯業	三五	一八八	三三	一九二〇
金屬工業	二〇	三六三	二三	一八八三
荷物造船業	一	一	三三	一九三〇
機械器具製造業	三八	一五三	三三	一九三〇
瓦斯及電氣業	三三	一五三	三三	一九三〇
雜工業	三三	一五七	三三	一九三〇
計	四〇	一五七	三三	一九三〇
鐵道業	一八七六	一八七六	一九零三	一九三〇
航運業	一九四〇	一九四〇	一九零三	一九三〇
保險業	一九四〇	一九四〇	一九零三	一九三〇
倉庫業	一九四〇	一九四〇	一九零三	一九三〇
製造業	一九四〇	一九四〇	一九零三	一九三〇
商業	一九四〇	一九四〇	一九零三	一九三〇
其他	一九四〇	一九四〇	一九零三	一九三〇
前月比較	一九三〇、九九〇	一九三〇、九九〇	一九零三、九九〇	一九三〇、九九〇
一月以降	一九三〇、九九〇	增三、八六四、四九〇	一九零三、九九〇	一九三〇、九九〇
計	一一九四九	一一九四九	一一九四九	一一九四九
信託金融業	二六六、六五〇	二六六、六五〇	二六六、六五〇	二六六、六五〇
紡績業	一	一	一	一
電氣業	一	一	一	一
瓦斯業	一	一	一	一
斯業	一	一	一	一
鐵道業	一	一	一	一
航運業	一	一	一	一
保險業	一	一	一	一
倉庫業	一	一	一	一
製造業	一	一	一	一
商業	一	一	一	一
其他	一	一	一	一
前月比較	一九三〇、九九〇	一九三〇、九九〇	一九零三、九九〇	一九三〇、九九〇
一月以降	一九三〇、九九〇	增三、八六四、四九〇	一九零三、九九〇	一九三〇、九九〇
計	一一九四九	一一九四九	一一九四九	一一九四九

三井銀行の調査による解散 會社

三井銀行の調査によれば五月中解散せる會社銀行は
總數二百八十七社にて、資本金は五百四十三萬六千四
百六十圓拂込金は四百十五萬六千四百六十圓である。

業別	資本額	拂込額	業別	新設資金	擴張資金	計
銀行業	100,000	100,000	銀行業	1,000	1,000	2,000
合計	100,000	100,000	合計	1,000	1,000	2,000

三井銀行調査によれば五月中の新事業及振張計畫資
本金は總計一億三千七百四萬圓にして、前月に比較せ
ば一億三百八十萬五千圓の減少である。

從來職工及鐵夫の保護に關しては工場法令及鐵業法令の施行に伴ひ之に要する職員を設置せても勞働保險其の他勞働者の保護に關する諸般の事項を調査し遂次適當なる施設を爲さんが爲新に一課を設置するの必要を認めたり。

労働統計の要項

六月七日、統計協會に於いて高野博士は勞働統計の必要を説き其要項を挙げた此等の調査は、私的機關として勞働組合自ら之に當ると同時に國家全體に涉つては國家自ら之に當る可きである。

一、人口調査を基礎とする労働者人口の調査統計

（新潟県）の調査統計

新編圖說首編讀物考略卷之二

一 実験條件に関する調査

一、同盟罷業及解雇の調査統計

一、勞動保險に關する調査統計

勞動者之生活狀態調査報告書

勞働者の生活狀態に関する調査報告書

一 労働組合に関する調査統計

一、女子小兒家内勞働に関する調査統計

歴史的・社会的背景の変遷と、その影響

政友會の勞働問題調査

六月二十三日政友會勞働問題特別委員會は本部に於て開會され、小久保、中村、高見、田邊、菊地の各委員及本部の役員出席し勞働問題調査の範圍に關して協議した。其結果範圍は工場勞働に限局し、賃銀其他の關係上必要ある場合は農業及家内勞働の事項に及ぶ事と決定した。

政友會の勞働問題調査

十月二十一日政友會では勞働問題に關して特別委員會を開き左の事項に就て各自の意見を交換し大體次の如く議了した。

(一)勞働組合 時代の要求に伴ひ新に勞働組合法制定に關し其立法の根基を所謂縱斷主義の個々の組合を認むべきか將又横斷主義の同業組合をも擴張すべきか若しくは一般的の組合法を制定すべきかに就き論議する處あり本問題に關しては委員たる瀧氏より非公式に内務省の意見をも開陳したるが大體に於て縱斷主義の組合を以ては到底時代の現状に適應せしむる能はざるを以て假に其制定を期せんとなれば更に擴張したる組合法の制定を以て妥當とすべきとの主張者多數にて本問題に關しては松田氏等の意見特に論理に立脚して其力説を試みたるものゝ如し。

(二)治警法改廢 治安警察法第十七條の存廢に關しては種々議論ありたるが其撤廢論者は今日に於て同法の存在は寧ろ危険にして何等の効力なきのみならず却て其存在するが爲に労働者をして一種の威壓を感じしめ延いて一般社會問題及勞働會議に對し惡印象を及ぼし

其結果を險惡に導くの虞あり現に同法適用の主眼は「誘惑煽動」を取締り得るに留まり其他の所罰は悉く實體法たる刑法の定むる處に依りて其目的をするを得べし而して「誘惑煽動」の取締の如き其事件の性質乃至同法の解釋上種々異論ありて之を的確に解釋し且其適用を誤らざるは至難の業にして現に政府に於ても頻發する勞働爭議に對しても其適用を躊躇しつゝあるの實狀に在りて其存在は今日に於て寧ろ無意義也との論者ありて前掲勞働組合法制定に際し其附屬法として所罰法を規定せしむれば可ならずや假に勞働組合法の制定を行ふとせば之と同時に所罰法を設け以て一舉兩者を兼備せる立法を必要とすべし隨つて同法存廢の議決は一に右組合法の制定に在りて論する者ありたるに對し同法を適當に改正し時代に適應する完全なる法律として依然存在せしめ假令勞働組合法の成否如何に拘はらず其所置を必要とすべしとの論者ありたりと。

(三)日支貿易 最近米國に於て開會せらるるべき第一回國際勞働會議に於て支那委員より同國現時の勞働狀態を開陳して其國狀に應する幾多の除外例を求むるの主張を提議すべきが假に支那委員の提議にして同會議の容るゝ處とならんか之と直接關係を有し其利害の影響殊に密接なる我國の産業及輸出貿易を開陳して其國狀に應する即ち現に支那の生産並に勞働狀態は極めて低廉なる勞銀及勞働條件を以てせる生産業に拮抗して我國が同會議に於て課せられたる勞働條件を以てしては到底貿易競争に勝利を博する能はざるは火を暗るよりは明かなり現時に於てすら紡績業の如き之を支那に於て起業し其生産品を以て直に支那に販路を求むるの我が内地に於て爲すよりも利益多き狀態なるを以て我が對支貿易上國際勞働會議に於ける支那委員の提議に對しては政府は深き注意を要すべきを以て特に此點に關し政府の考慮を求むるの要ありとの意見委員田邊氏等より開陳

(四)同盟罷業 以上各種の論議の末同盟罷業問題に關し罷業を以て之を權利として認むべき否やに關し雜談的に意見の交換ありたるも

本問題に關しては既に定あるのみならず現に同盟罷業が労働者の資本家に對する唯一の武器として將又力として労働爭議に際し其効果を現はしてあれば云々と而して大なる議論を見ざりし。尙之に對して内務省側の意見と云ふものは左の如くであると云ふ

(一)労働組合法制定に關しては其立法の根基を個々の組合をのみ認むる所謂縱斷主義を以て其主旨とし現に其調査方針も亦此主旨に出でつゝあるは明なる事實にして此方針は一に床次内相の意見たるも亦明也、而して本法案を議會に提出するや否やに就ては政府は素よ當局者たる床次内相亦今日尙其態度未決にして所謂議會戰に對する和戰兩様の準據的立案に留まり而して縱斷的組合案の制定に關しては床次内相の意見に依るも其立法の衝に當れる下僚の少壯高等官中には其論理の不徹底にして且時代に適應せざる方針なりとて其立法の困難なるを嘆じつゝあり。

(二)治安警察法の存廢に就ては現狀を以てせば之が存置を必要とし徹廢の意なきもゝ如し而して其理由とする處は我國現時の労働爭議の實狀に鑑み今直に之が徹廢を圖るが如きは早計にして刑法に於て所罰する能はざる労働者の行動に對し同法の選用を以て秩序を維持するを得べく其他の誘惑煽動行爲亦同じとの解釋を採れるもゝの如し。

查

帝國ホテル使用者の家計調

大正七年東京府下の土場法適用工場數は二千五百餘ヶ所、従業員は十六萬六千三百人（内女工六萬、十二歳以上十五歳未満の幼工男三千七百、女五千四百）

東京の帝國ホテルでは米國フォード自働車會社の方式に從ひ使用人の生計調査の機關を六月から設けると云ふ、フォードの方法は數萬人の使用人の家庭を訪問訪問して、家族の人数、就學兒童の状態、日々の食物

種々の日常生活費等を調査し、其收支の状態を考察し其生計に就て節約すべき點は節約する様、又不足せる點は之れを補ふ様、凡て使用人の生計を調査して、其相談相手となり、其指導者となるものである。

東京印刷組合の印刷職工の 状態調査

三月九日二六新報に依れば東京印刷組合では本年一月定時集會に於て職工状況調査を爲すの決議を爲し委員十五名を設けたるが、今主査委員として杉山義雄、小川邦彦、鈴木正平、渡邊八太郎、島連太郎、手塚猛昌、大橋光吉、石丸鶴吉、の八名を挙げた。調査項目左の如きものである。

(一)印刷工の生活状態 (二)賃金及労働時間 (三)家賃及住宅の状態 (四)食料品の小賣價格 (五)印刷工の食料品に對す仕出費目 (六)其他

五であつたが、四百四十五に成つて六十を減じた。之れは事業縮少の結果、人員を減じて當時人員五十人以下と成れるもの、又は廢業休業等の結果でもある。當時人員十萬七千五十五名で、昨年來現在の十二萬四千五百〇六名に對し一萬七千四百五十一名の減少を示し現在人員は一萬六百五十三名で内過剰人員は六百七十九名である。結局七千〇二十一名はまだ不足してゐる事となる。然れども昨年末の不足人員九千九百五十一名に比すれば大分減少してゐる。

四百四十五の各工場中職工に過不足を感じつゝあるものは二百十二工場で染織業の如きは過剰人員五十二名に對して二千〇〇四名の不足殊に女工の如きは千七百二十四名の不足を示し、船舶、鑄物、器具製造其他機械業に於いても尙不足千八百七十六名を教へ化學工業飲食工業は不足を感じず、印刷紙製品材製帽等の雜業を合する時過剰人員六百十九名に對し不足人員は男工三千五百五十一名、女工一千四百七十名、計七千〇二十一名である。現状維持で職工に過不足感をじない

中工場の減少と小工場の増加

三月十八日の中央新聞所報に依れば、最近警視廳の調査の結果、五十人以上の職工を有する工場は五百〇

飲食物十一、雜四十三、特別五、合計二百三十三工場

で尙職工五十人以下の小工場は約二百増加した。

警視廳工場課の職工調査

警視廳工場課では同廳管下各工場職工の事情を調査する爲め、本年五月中各工場に調査表を送つて回答を求めた。十一月初め漸く全部の回答を得、記載が完全の者十一萬三千九十八人に達した。調査要項は

(一)職工出身別、職業別、年齢別、男女別(二)職工の家庭前職業(三)職業的生命(職業に於ける從來の繼續年限)(四)職業轉換狀況(職工の教育程度(五)職工の讀物(六)同嗜好、娛樂(七)職工の家族の收入(八)職工自身の收入並に支出(九)職工の保険(十)職工の住宅分布狀況(十一)同住居狀況(住宅、結婚等明細の調査)(十二)職工と工場の距離(交通關係)

其結果、有帶者三十三萬六千五百七十人、獨身者七萬六千五百二十八人で其内詳以下の如し。

工場別	世帯持 人	獨身者 人	計 人
染織工場	二、三三	三〇、〇七	三二、三〇
機械工場	六、六三	二、四七	八、一〇
化學工場	六、四五	二、三六	八、七一
飲食物工場	一、一六	二、五七	三、七〇
雜工場	六、五五	一〇、七七	一七、三二
特別工場	三九	一七	五六

東京府下工場の職工生計調査

東京府にては工場懇話會の決議に基き五月二十八日職工生計簿二千冊を府下の各工場に配布した。其調査方法は先づ府下百名以上の職工を使用する工場二百七十四ヶ所なり月收二十圓以上六十圓以下の收入ある代表的職工を各工場に就て三名乃至五名宛位約二千名を選び、六月一日から一ヶ間其職工等の金錢出納(掛買月賦買共)を赤裸々に記入せしめ各工場主に於て之を取り纏め七月五日迄に府の工務課に送付せしめるのである此記入には虚偽と怠慢とは禁物であるから時々吏員を派遣して帳簿を閲覧して注意を與へる事とし尙同時に府より各工場に對して各工場が過去一ヶ年間支給した金額を月別に記入した書類を提出せしめ、府にては八月中に調査の上統計を作り今後の救濟に資する考へである。

職工の疾病負傷に關する調査

警視廳山下工場課長の語る所に依れば、大正七年下半期の職工罹病者は負傷者の數は五十人以上の職工を使役する工場に就いて見るに次の如くである。

製絲業三百七十二名(内五十二名負傷)△紡績業四千三百六十一名(内三百四十九名負傷)▲織布業一千六百五十二名(内二百三十名負傷)△染色整理加工百二十八名(内十七名負傷)組物及編物業二百七十名(内五名負傷)▲機械製造業一千八百七十七名(内四百十二名負傷)△船舶車輛製造業四百六十三名(内二百五十六名負傷)▲器具製造業一千五百九十名(内三百八十名負傷)△金屬品製造業一千六百名(内五百〇九名負傷)製紙業三百〇八名(内五十九名負傷)△製藥業三百五十二名(内六十三名負傷)護謨製造業三百十一名(内五十九名負傷)△窯業百〇六名(内三十名負傷)化粧品製造業七十五名(内三十七名負傷)△染顏塗料窯造業三十名(内七名負傷)△化學難業三十四名(内九名負傷)△醸造業百二十二名(内二十名負傷)△精穀製粉四十五名(内九名負傷)△菓子工場百三十一名(内十名負傷)△印刷業一千百三十一名(内七十四名負傷)木蔓莖製品業四十二名(内九名負傷)△皮革諸品業四十四名(内十九名負傷)△雜業四百十九名(内三十九名負傷)金屬精鍊業二百四十四名(内百〇五名負傷)其他等にして合計一萬八千四百八十二名(内負傷二千九百十二名)

織布紡績業の罹病者の八分迄は女工で、負傷は器具機械業に多く大半は男子である。負傷者の内死亡は約一割不具者は三割位である。負傷者に對す工場法の準守は困難である。警視廳では専心工場主を督しつゝ在りと云ふ。

東京實業聯合組合の調査

東京實業組合では各組合に對して左の事項を質問し七月三十日迄に回答を集める事となつた。

警視廳山下工場課長の語る所に依れば、大正七年下

商業に就て

(一)組合に於て店員等の從業者待遇に關し既に決定し又は將に決定せんとする主點

(二)見習店員に對し相當の補習教育を施すの可否及手段方法如何
(三)店員に對し店主は溫情を以て精神的慰安を與ふる必要あること勿論なるも更に進んで生活の安定を講ずる必要なきや其方法如何
(四)從業者に對し雇者被雇者の關係を密接にするため利益分配を行ふ必要なきや其方法如何

(五)店員等に對し一定年間以上勤續のものに對し退職手當若くは恩給の如き制度を設くる必要なきや其方法如何

(六)不規則なる時間勤務は商業上甚だしき不利益なるが如し依て時間を一定し彼等に修養と休養との餘暇を與へ以て能率増進の必要なきや勤務時間を一定するとせば何時間を相當とすべきや

(七)從業者休日は一月七月の二期とするもの多し、現下の状勢に鑑み毎月一定の休日を與ふる必要なきか又休日統一の爲め業態の許す限り日曜日を休日とするや可とせずや休日は月何回を相當とするべきか

工業に就て

(一)組合にて職工労働者待遇に關し既に決定し又將に決定せんとする主點

(二)徒弟教育の方法如何
(三)工場主は職工を相當尊敬し彼等に精神的慰安を與ふること必要あるも併て生活の安定を圖る要あるべし程度如何
(四)職工労働者をして密接の關係を有せしむる爲め労働保険及利益分配並に傷害疾病死亡災害老衰退職妊娠等に對し救濟の方法如何
(五)職工労役者に對し家庭の慰安と修養の餘暇を與へ彼等の品性を陶冶し精神的向上に依る能率の増進を圖る爲め労働時間を過度に調節し毎月一定の休日を與ふる方法如何
(六)技術優秀の職工を得るには學理と實際とを並行せしむる教育な

施す要あり依つて専ら諸機械取扱上の實習をなさしめ傍ら是に必要なる補習教育を施す學校を設け職工の中堅たり且つ實際的技術者たり得るものな養成する必要なきや

(七)工藝品等の製作に從事する技術者は更に經濟的智識の涵養を必要とす故に工業教育上經濟的智識涵養最も必要な事には非ざるか所見如何

女工の妊娠扶助料と農商務

省の調査

農商務省では九月末都下の婦人労働者を主として使用する紡績染色印刷製菓等四萬九千五百十九人を抱擁せる工場其數三千五百五十三名に付警視廳を通じて左の如き問合せを發した。

- (一)賃工場は女工にして既往一箇年間に於て出産前後の休業期間中貴工場より扶助されたる事ありや
- (二)若しありとせば其扶助期間は幾週間なるや
- (三)産前産後幾週間なるや
- (四)扶助額は幾何なりや
- (五)扶助したりとせば金錢の外他に支給せられたるや金錢のみなりや
- (六)扶助を受ける女工は幾人なるや

右六項の問合せに對する回答は勞働使節の渡航に間に合する爲め僅に四日間の猶豫としたが其締切日たる六日迄には三分の一の回答が集まつたのみである其中

當局者の調査

青森の職工收入調査

七月二十一日國民新聞に依れば、青森縣警察部にては本日各工場を調査し職工の收入状態に關する材料を蒐集してゐるといふ。

山形縣の労力調査

山形新聞三月十四日の所報に依れば、山形農會にては十三日は各郡一名宛を選んで餘剩労力調査委員に囑託し、三月二十三日の兩日に縣立自治講習所に第一回打合せ會を開き調査の實行に着手する由。

大阪市の労働問題に關する

調査綱目

大阪市では四月始めから市内の労働状態を調査する

南葛飾郡東洋毛斯綸の如きは一ヶ年に扶助した產婦三十一名扶助額は賃金の三週間分又鐘紡外四紡績の扶助女工は各百名以上達して居る併し此回答に據ると殆ど六分通りは唯三四日間分の賃金を給與せるのみで扶助しない工場が多いやうである。

爲新に調査係を設け、戸田海市博士を顧問に、山口文學士主事に置き、着々調査を實行し、既に大體に亘りて其綱目を決定したが、愈々實際的調査として左記各項より調査を始める事に定めた。

第一、豫備調査(一)労働人口靜態

(二)労働人口動態

第二、第一次調査(一)労働雇傭關係の成立及解消

(イ)雇傭關係成立前の事情

(ロ)雇傭契約の條件に関する事項

(ハ)雇傭關係解消に関する事項

(二)労働制度の狀態

(イ)労働條件に関する事項

(ロ)雇主の幸福増進施設に関する事項

(ハ)工場内に於ける労働組織に関する事項

(三)労働者の生活の狀態

(イ)家計に関する事項

(ロ)教育に関する事項

(ハ)營養住居及び家族關係に関する事項

尙勞働者家計狀態の調査案として左の如き方法を以て家計簿式調査を開始することになった。

工場職工及一般労働者家計狀態調査案

一、調査事項

一、家庭の内外に於ける生活狀態

二、疾病、出産及教育等の家庭的事項、社會的生活に要する費用並に工場等に於けるアクシデントと家計との關係

三、所得の多寡家族の多寡家族の大小等と家計との關係

4、嗜好と家計との關係

5、日用品市價と家計との關係

9、收入關係と其處理法

7、此の種の階級に於ける消費上の通則

8、營養狀態

二、「家計の業」記入者募集方法

1、各商店・會社・工場並に者公衛學校等に對し「家計の業」記入者勧誘方を

を募集す

3、係員直接に勧誘を試む

三、「家計の業」記入者募集區域並其採擇標準

本市内及本市直接續町村に住居し家族的所帶をなす工場職工及一般労働者に限る

四、「家計の業」記入期間

各記入者記入の日より向ふ一ヶ年間とす

五、指導方法

毎月一回乃至二回係員直接に又は仲介者を通じて間接に「家計の業」記入方につき指導し遺漏なからしむ

六、「家計の業」記入者への報酬

六ヶ月以上の記入者に對しては適當なる方法により何等かの報酬をなさざるべからざるも未だ具體案を立てず

七、「家計の業」整理方法
係員之を整理す

大阪市調査課の労働問題調査

大阪市役所調査課では大正八年六月市内並に接續町村に於ける一千五百九十六の諸種工場に對し次の如き紹介を發し三百七十二ヶ所の回答に接した回答歩合二割三分強にして化學工業機械工場雜工場飲食物工場染織工場の順位なりと云ふ。

一、自家工場雇傭の職工の狀態に就き

二、職工組合の組織

三、勞資協調

四、勞動問題

五、勤労問題

六、勞資協調

七、勞資協調

八、勞資協調

九、勞資協調

十、勞資協調

十一、勞資協調

十二、勞資協調

十三、勞資協調

十四、勞資協調

十五、勞資協調

十六、勞資協調

十七、勞資協調

十八、勞資協調

十九、勞資協調

二十、勞資協調

二十一、勞資協調

二十二、勞資協調

二十三、勞資協調

二十四、勞資協調

二十五、勞資協調

二十六、勞資協調

二十七、勞資協調

二十八、勞資協調

二十九、勞資協調

三十、勞資協調

三十一、勞資協調

三十二、勞資協調

三十三、勞資協調

三十四、勞資協調

三十五、勞資協調

三十六、勞資協調

三十七、勞資協調

三十八、勞資協調

三十九、勞資協調

四十、勞資協調

四十一、勞資協調

四十二、勞資協調

四十三、勞資協調

四十四、勞資協調

四十五、勞資協調

四十六、勞資協調

四十七、勞資協調

四十八、勞資協調

四十九、勞資協調

五十、勞資協調

五十一、勞資協調

五十二、勞資協調

五十三、勞資協調

五十四、勞資協調

五十五、勞資協調

五十六、勞資協調

五十七、勞資協調

五十八、勞資協調

五十九、勞資協調

六十、勞資協調

六十一、勞資協調

六十二、勞資協調

六十三、勞資協調

六十四、勞資協調

六十五、勞資協調

六十六、勞資協調

六十七、勞資協調

六十八、勞資協調

六十九、勞資協調

七十、勞資協調

七十一、勞資協調

七十二、勞資協調

七十三、勞資協調

七十四、勞資協調

七十五、勞資協調

七十六、勞資協調

七十七、勞資協調

七十八、勞資協調

七十九、勞資協調

八十、勞資協調

八十一、勞資協調

八十二、勞資協調

八十三、勞資協調

八十四、勞資協調

八十五、勞資協調

八十六、勞資協調

八十七、勞資協調

八十八、勞資協調

八十九、勞資協調

九十、勞資協調

九十一、勞資協調

九十二、勞資協調

九十三、勞資協調

九十四、勞資協調

九十五、勞資協調

九十六、勞資協調

九十七、勞資協調

九十八、勞資協調

九十九、勞資協調

一百、勞資協調

一百一、勞資協調

一百二、勞資協調

一百三、勞資協調

一百四、勞資協調

一百五、勞資協調

一百六、勞資協調

一百七、勞資協調

一百八、勞資協調

一百九、勞資協調

一百十、勞資協調

一百十一、勞資協調

一百十二、勞資協調

一百十三、勞資協調

一百十四、勞資協調

一百十五、勞資協調

一百十六、勞資協調

一百十七、勞資協調

一百十八、勞資協調

一百十九、勞資協調

一百二十、勞資協調

一百二十一、勞資協調

一百二十二、勞資協調

一百二十三、勞資協調

一百二十四、勞資協調

一百二十五、勞資協調

一百二十六、勞資協調

一百二十七、勞資協調

一百二十八、勞資協調

一百二十九、勞資協調

一百三十、勞資協調

一百三十一、勞資協調

一百三十二、勞資協調

一百三十三、勞資協調

一百三十四、勞資協調

一百三十五、勞資協調

一百三十六、勞資協調

一百三十七、勞資協調

一百三十八、勞資協調

一百三十九、勞資協調

一百四十、勞資協調

一百四十一、勞資協調

一百四十二、勞資協調

一百四十三、勞資協調

一百四十四、勞資協調

一百四十五、勞資協調

一百四十六、勞資協調

一百四十七、勞資協調

一百四十八、勞資協調

一百四十九、勞資協調

一百五十、勞資協調

一百五十一、勞資協調

一百五十二、勞資協調

一百五十三、勞資協調

一百五十四、勞資協調

一百五十五、勞資協調

一百五十六、勞資協調

一百五十七、勞資協調

一百五十八、勞資協調

一百五十九、勞資協調

一百六十、勞資協調

一百六十一、勞資協調

一百六十二、勞資協調

一百六十三、勞資協調

一百六十四、勞資協調

一百六十五、勞資協調

一百六十六、勞資協調

一百六十七、勞資協調

一百六十八、勞資協調

一百六十九、勞資協調

一百七十、勞資協調

一百七十一、勞資協調

一百七十二、勞資協調

一百七十三、勞資協調

一百七十四、勞資協調

一百七十五、勞資協調

一百七十六、勞資協調

一百七十七、勞資協調

一百七十八、勞資協調

一百七十九、勞資協調

一百八十、勞資協調

一百八十一、勞資協調

一百八十二、勞資協調

一百八十三、勞資協調

一百八十四、勞資協調

一百八十五、勞資協調

一百八十六、勞資協調

一百八十七、勞資協調

就いて無記名の一般投票を行はしめ彼等の思想傾向及生活状態を察知せんと試みた。而して約一萬の各種職工の投票の結果は、思想上には可なり如何はしいものが多いが、大體に眞面目で、宗教は眞宗が六割其他各宗は數に於いて大差なく、基督教は百人中一分五厘に過ぎない。讀物は新聞紙が大多數で毎日等が多い。嗜好娛樂には郊外散歩、子供の成育と云ふ様な、極めて眞面目なものも可なりあるが矢張り、『酒と女』とは離れ難い附き物だと見え全數の八割を占めてゐる。學力は義務教育を了へた者が八割、全然無學の者殆どなく中學の中途退學が百分の二、崇拜人物中に富豪連の名のあるが可なりあつたと云ふ。

大阪市の棄兒數の激減

大阪市衛生課員の語る所に依れば、明治四十一年に於ける棄兒の延人員は四〇、五六二人で漸次數を増し明治四年には延人數四五、一五二人となり夫より大正元年、大正二年と不景氣の時には年々百人程宛増して四萬五千三百餘人となつたが大正三年以後戰爭景氣と共に著しく減じ三萬七千八百餘人となり大正七年に

は二萬三千二百餘に下つた。最も此數字には迷兒の一部をも含んでゐる。兎に角、人々增加出産率増進の著しきに係らず棄兒數は常に減じつゝ在るのは事實である。

細民カードの作製

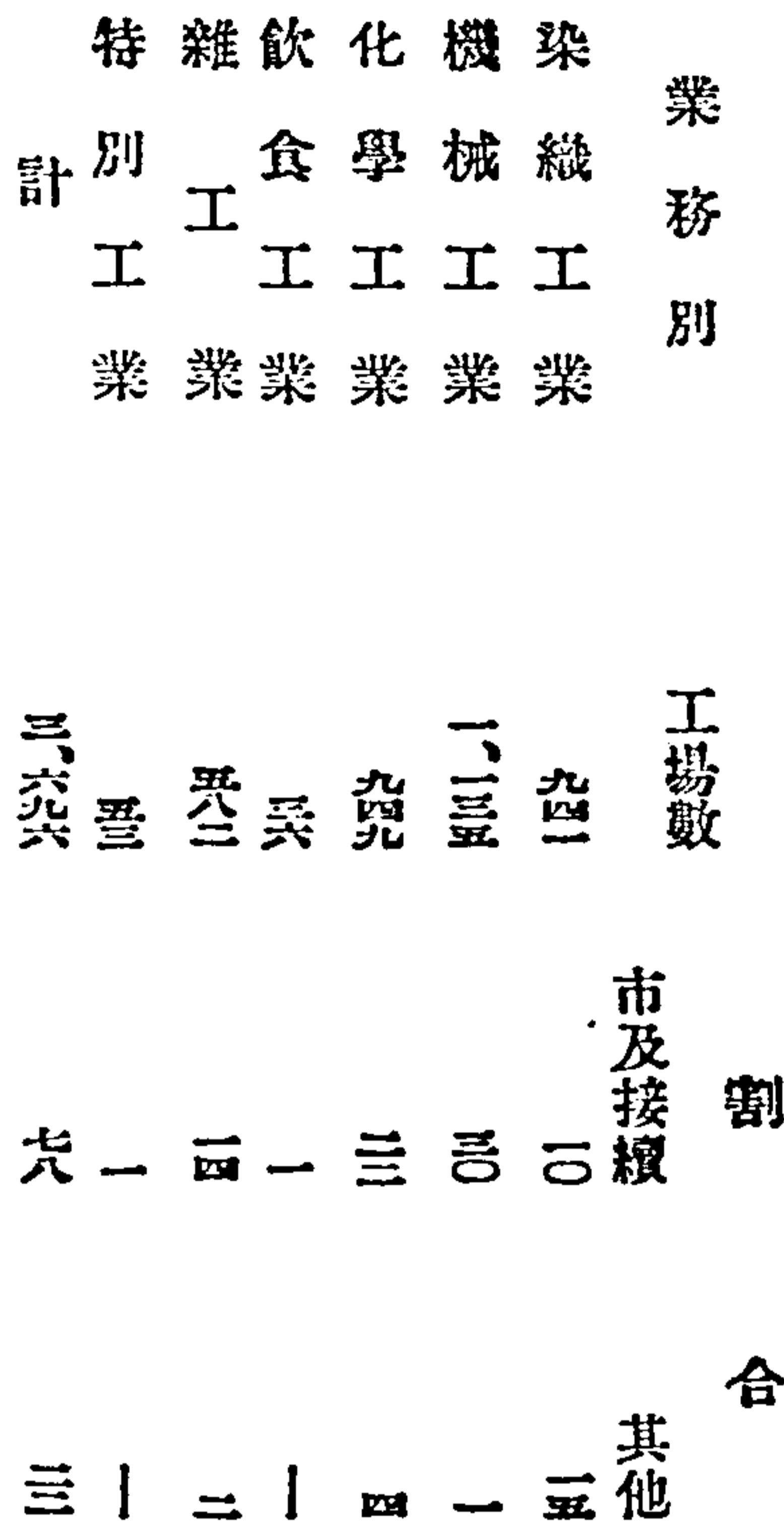
大阪市方面委員會は毎月十日を以つて開かるゝ事になつてゐる。其目的は市内及大阪市接續町村に於ける三十五方面の常任委員が集合して各委員の取扱つた下層民救濟に關する報告を兼ね種々の意見を座談的に交換するに至る。方面委員會の現在の事業は經濟會の治療券の配布、失業者の就職紹介、變態家庭の改善等が主たるもので昨年十月末組織以來の治療券交附數は以前の約十倍（三百餘）に増加し將來益々増加するであらう。尙、當今下層民のカード作製に着手したと云ふ之が完成の曉は救濟事業は大いに進捗するであらう。

大阪府下工場の大勢

大阪府下工場の大勢を大阪工場課調査に依つて見る

工場數	男工	女工	七 年 ～ 步 合	職工數
三、〇七九	八〇、四六	老、一七	〇一	二、四三
三、三三九	一〇六、五七	老、二七	〇九九	一八、一六
三、六六六	一四、四四〇	老、二七	九〇	九〇

即ち工場數は六年に二百五十工場七年には三百六十五工場の激増を見職工數は六年に男女共急増したるも七年末には男工僅に七千餘人を増加し女工は一千三十三人を減じ居れり而して七年末三千六百九十六工場の内其七割八分は市内乃至接續町村にありて二割二分は郡部に存在せり業務別分布狀態左の如し



即ち工場數は六年に二百五十工場七年には三百六十五工場の激増を見職工數は六年に男女共急増したるも七年末には男工僅に七千餘人を増加し女工は一千三十三人を減じ居れり而して七年末三千六百九十六工場の内其七割八分は市内乃至接續町村にありて二割二分は郡部に存在せり業務別分布狀態左の如し

	幼年工	少年工	成年工
五年	職工數	一、二七	三、一六
六年	歩合	〇〇八	二〇
六年	職工數	四三	一六、〇三
六年	歩合	〇〇一	一九、三七
大正五年		九三	一九、三七

大阪市内職工現状

六月始め大阪市役所調査による大阪市内工場及職工分布状態は次の如くである。

工場及家内工業數	一方里に付存在する工場及家内工業從業人口
三、七五	二六、五七

右表によれば機械工業最も多く然も其大部分は市内又は接續町村にあり化學工業之に次ぎ染織工業三位にありて過半は郡部にあるが加し更に職工年齢別歩合左の如し

貯金せる工場數	工場總數	貯金する職工數	貯金總額	一人平均
大正六年	二九	金、五三	五〇、二六	七〇九、九一
大正七年	三五	全、七五	一、三九	一、三五、四三
増	一四	二、一七	四、三〇	五七、四四
計	三六六	一九六	一	八、一

貯金總額百二十五萬七千四百三十七圓にて前年末に比し五十四萬七千四百四十五圓を増加し一人當貯金額八圓を増加せるは一見著しき進歩の如くなるも貯金を爲しつつある工場數は總數の一割強にして七年末に比較する時は僅に百四十六工場を増加したるに過ぎざれば當局及び當事者の考慮を要すべき餘地渺からず。

大正四年	三、一〇八	三、八七	四箇年同
大正三年	三、二五	三、五七	五箇年同
大正二年	ニ、毛九	ニ、空六	六箇年同
			七箇年同
			八箇年同
			九箇年同
			十箇年同
			十二箇年同
			十四箇年同
			十六箇年同
			十八箇年同
			二十箇年同
			二十年以上

十五歳未滿

一五一一〇歳

一〇一四〇歳

八〇一三〇歳

七〇一二〇歳

六〇一一〇歳

五〇一〇〇歳

四〇九〇歳

大正二年	九、六八	二、四〇	六、二〇	七、一〇	八、一〇	九、一〇	十、一〇	十一、一〇	一二、一〇	一三、一〇	一四、一〇	一五、一〇	一六、一〇	一七、一〇	一八、一〇	一九、一〇	二〇、一〇	二一、一〇	二二、一〇	二三、一〇	二四、一〇	二五、一〇	二六、一〇	二七、一〇	二八、一〇	二九、一〇	二一〇、一〇
大正三年	一〇、毛九	三、三三	七、毛九	八、毛九	九、毛九	一〇、毛九	一一、毛九	一二、毛九	一三、毛九	一四、毛九	一五、毛九	一六、毛九	一七、毛九	一八、毛九	一九、毛九	二〇、毛九	二一、毛九	二二、毛九	二三、毛九	二四、毛九	二五、毛九	二六、毛九	二七、毛九	二八、毛九	二九、毛九	二一〇、毛九	
太正四年	一一、六	三、二五	八、五	九、五	一〇、五	一一、五	一二、五	一三、五	一四、五	一五、五	一六、五	一七、五	一八、五	一九、五	二〇、五	二一、五	二二、五	二三、五	二四、五	二五、五	二六、五	二七、五	二八、五	二九、五	二一〇、五		
大正五年	一一、九	三、九一	一〇、三	一一、三	一二、三	一三、三	一四、三	一五、三	一六、三	一七、三	一八、三	一九、三	二〇、三	二一、三	二二、三	二三、三	二四、三	二五、三	二六、三	二七、三	二八、三	二九、三	二一〇、三				

職工勤續調査

九月十二日大阪毎日新聞に依れば大阪市内の機械工業に從事する職工數は約四萬人であるが今其三分の一に相當する工場數二十、職工數一萬四千百十五人（内男一三、四一八人女七二七人）につき其勤續年限を示せば次の如くである。

	男工	女工
六箇月以内	三、毛九	三、毛九
一箇年同	二、毛九	二、毛九
二箇年同	一、毛九	一、毛九
三箇年同	一、毛九	一、毛九

更に之に關聯して職工の勤怠を見るべく工場數十八職工一萬三千人につき調査するに概ね休日の翌日は缺勤者多く假令出勤するも其能率上らず其翌々日より順次平生に復するを常とする。一日に公休せる工場數十三について見るに二日の缺勤數一千四百四十人となるもの三日には一千八十人に減じ同一の方法にて五日公休工場内六日の缺勤數一千三百九十人、七日には九百五十人に減じ、十三日公休工場九の内十四日缺勤數一千四百六十人、十五日一千二百八十人に減じ、二十

五日公休工場三十の内二十六日の缺勤數一千二百人七日には四百八十人に減じて居る。月末には一般に缺勤者多く三十日一千五百六十人、三十一日一千百三十人の多數である。

大阪市幼年職工の職業制

大阪市役所調査課が市内夜間小學校三十校の就學児童一千五百三名に對し職業別を左の如く發表した。

(十月末日)

業 別	人 員
織維工業	六三
機械工業	一九四
化學工業	一五六
飲食工業	二〇
不 明	三二二

即ち工場職工としての児童は合計五百八十二人にして總數の三割八分を占め然も其内機械工業に從事せるもの最も多く化學工業雜工業之に次ぎ商業に從事せるものは三百六十七人即ち總數の二割四分に過ぎず各種工業の勃興と共に幼年工の需要増加し加ふるに其賃率の如きも比較的高率なる爲め之れに從事するもの増加するは自然の結果であらう。

岡山縣工場狀態

大正七年度中岡山縣下の十人以上の職工徒弟を雇傭せる各種工場は三百二十九箇にして前年度より十四箇增加した。

織物及染工場	百六十七
機械器具	二十一
化學工業	六十
飲食物	二十
雜	五十
特別(電氣、電燈、精鍊)	十一
其從業員數	三萬二千五百四十四人
内男工	一萬三千八十九人
女工	一萬九千四百五十五人

前年度より千七百〇人増加、女工人員の多きは織物製絲紡績の從業者である。百人以上の職工徒弟を擁する大工場は四十一を算してゐる。

愛知縣職工數

六月末の調査に據れば愛知縣下の各工場に使役する職工數は男工三萬二千二百八十一人、女工七萬五千二

百十六人、計十萬七千四百九十七人にして出身地府縣別は愛知縣六萬七千六百二十一人、岐阜縣一萬一千二百三十二人、三重縣九千四百六十九人、靜岡縣六千二百〇八人、新潟縣三千五百九十六人、富山縣一千六百七十四人である。新潟富山兩縣出身は紡績女工多數を占めてゐる。尙朝鮮人職工は二百三十二人である。

愛媛県工場研究聯合會の調

愛媛縣工場研究聯合會の調査によれば同縣下の職工の教育調査及結婚調査は次の如くである。

尋常小學四年卒業

北九州は今や日本有數の工業地である。同縣下適用工場數四百七十八、不適用工場約四千（大正八年七月末現在）其職工數約五萬、更に製鐵所には一萬六千四百の職工と約七千餘の人夫其他が居る、加ふるに約二百の炭坑と約二十萬人の鑛業人口を有し産業第一の氣分は北九州一つの地方色を爲してゐる。

福岡縣に於る工業狀態

高等小學卒業	一、七三	一、六三	一、五三	一、四三	一、三三	一、二三	一、一三	一、〇三
中學程度	九三	八三	七三	六三	五三	四三	三三	二三
以上外の相當教育者	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三
住所氏名を書き得る者	一、七一九	一、七〇九	一、六九九	一、六八九	一、六七九	一、六六九	一、六五九	一、六四九
無一丁字者	一、四〇四	一、三九四	一、三八四	一、三七四	一、三六四	一、三五四	一、三四四	一、三三四

△不適用工場及職工數(七年未現在)

計 三四〇〇 女八九九一 男八九九一 三〇二四 一二、〇一五

又之を職工数に依りて分てば左の如くである
職工五人未滿工場数

同 職工數 男五六五九 女一三六五 七〇二四 二七九九

職工五人以上十人未滿工場數 男二一六九 女一〇二九 三一九八 四五三 同 職工數 男二一六九 女一〇二九 三一九八 四五三

職工十人以上十五人未滿工場數 男八四九 女六二四 一四七三 一三〇 同 職工數 男八四九 女六二四 一四七三 一三〇

職工十五人以上工場數 男三一四 女六 三三〇 一八 同 職工數 男三一四 女六 三三〇 一八

職工二十人以上工場數 男六二四 一四七三 一八 同 職工數 男六二四 一四七三 一八

▲工場分布状況(但五十人以上の工場)

	市内	附近	郡	部
工場數	工場總數に對する百分比	工場數	其割合	
染織工場	四四	一〇、二	四一	
機械器具工場	九九	二三、九	五二	
化學工場	六五	一五、〇	九、五	
飲食物工場	一八	四五、二	一二、〇	
雜工場	二四	五六	九、〇	
特別工場	七	一、六	七、九	
計	二五七	五九、五	一、四〇	
	一七五	四〇、五	〇、七	
	四〇、五	〇、七	一、四〇	
	四〇、五	〇、七	一、四〇	
	四〇、五	〇、七	一、四〇	

▲職工移動

	新設	増設	廢止	縮少
染織工場	九	三	一	一
機械器具工場	二七	一四	六	一
化學工場	一七	一	一	一
飲食物工場	一	一	一	一
雜工場	三	三	一	一
特別工場	六〇	二四	一四	一
計	六〇	二四	一四	一
雇入				
染織工場	三一、一七七	二一、九二五	一二、〇七三	八
機械器具工場	一四、三六〇	一三、一三三	一、五二四	一
化學工場	八、二四二	一、六三五	六、一六三	一
飲食物工場	三九二	三五五	七二八三	一
雜工場	二三〇九	一二四五	一〇六〇	一
特別工場	一、六五九	六六六	一、五二四	一
計	六九九	七九七	八三四	一
解雇				
染織工場	三一、一七七	二一、九二五	一二、〇七三	八
機械器具工場	一四、三六〇	一三、一三三	一、五二四	一
化學工場	八、二四二	一、六三五	六、一六三	一
飲食物工場	三九二	三五五	七二八三	一
雜工場	二三〇九	一二四五	一〇六〇	一
特別工場	一、六五九	六六六	一、五二四	一
計	六九九	七九七	八三四	一
雇入の割合百分比				
染織工場	三一、一七七	二一、九二五	一二、〇七三	八
機械器具工場	一四、三六〇	一三、一三三	一、五二四	一
化學工場	八、二四二	一、六三五	六、一六三	一
飲食物工場	三九二	三五五	七二八三	一
雜工場	二三〇九	一二四五	一〇六〇	一
特別工場	一、六五九	六六六	一、五二四	一
計	六九九	七九七	八三四	一

▲大正七年中の工場異動状態

▲工場災害調査大正六年(自一月至十二月)

電氣	八四	九二	三七	四〇	一	一	木炭一貫	一一、七	一九、四	七、〇
金屬精鍊	五三	六〇	二八	三〇	一	一	薪	二、五	三、六	四、〇

右賃銀は割増、手當、賞與等を加へざる普通賃銀である、此外に大抵月三圓乃至七圓又は一割乃至三割位の手當等あり又日用食物の廉賣其他家賃の補助等をして居る會社がある。

▲日用品市價(大正六年及七年)

	六年	七年	勝貴の割合							
白米一升	一九、八 錢	三五、〇	八、〇 錢	染織工場	二一	三、九四五	七二、八九七	貯蓄行	其職工數	貯數額
麥一升	一二、五	二三、〇	八、〇	機械器具工場	二六	四、一八一	四四、二二六	の工場數	大正六年	大正七年
砂糖一升	一九、〇	二六、四	四、〇	化學工場	二六	四、七五九	九三、一三六			
鹽味噌	二、八	三、四	五、〇	飲食物工場	二七	二七一	一五、三一八			
油	四、八	七、五	六、〇	雜工場	一〇	九九六	六、九七六			
酒	二五、三	二八、〇	一〇、〇	特別工場	一、二九一	一〇、九九四	一五、四四三			
石	四五、〇	七三、〇	一六、〇	合計	八六	二四三、五四九	二四三、五四九			
	二九、三	三五、七	二〇、〇							

▲職工貯蓄狀態(大正七年未)

	大正六年未合計	六四	一三、〇一三	一六〇、〇四九	二四三、五四九	二四三、五四九	一九、四	七、〇	一九、四	七、〇
備考	工場によりて異るも大概月に一日分乃至三日分を貯蓄せしめ 利率は年六朱乃至一割である									

福岡縣下工場主中嘗て勞働者たりし者の數

福岡縣工場課が縣下現在工場主中嘗つて勞働者たりし者に關し調査したる結果は次の様である。(大正八年七月末日現在)

工業種類別	區 分		職工十五人未滿		職工二十五人以上五十人未滿		職工五十人以上		合	計
	十年以上前	十年未滿前	十年以上前	十年未滿前	十年以上前	十年未滿前	十年以上前	十年未滿前		
染 織 工 場	五六	五四	三	三	一	一	一	一	五九	五七
機 械 器 具 工 場	一八四	一五八	一一	一〇	一	一	一	一	一九五	一六八
化 學 工 場	一三六	五九	二	一	一	一	一	一	一三八	六〇
飲 食 物 工 場	六三	四九	一八	一六	一	一	一	一	八一	六五
雜 特 別 工 場	二六	五一	一	一	一	一	一	一	二六	五二
計	四六五	三七一	三四	三一	一	一	一	一	四九七	四〇二
										八九九

福岡縣に於ける職工の職工繼續年數

福岡縣工場課の行つた同縣下工場法適用工場に於ける職工として業務に從事したる年數に關する調査の結果は次の如し

年數別	區 分		職工トナリテ以來他ノ業務ニ轉ゼザルモノ		他ノ業務ニ轉シ再轉シテ職工トナリタルモノ		合		計	
	男	女	男	女	男	女	合	合		
一年 未 滿	一〇、七六〇	五、一五六	一五、九一六	七六六	一六〇	九二六	一一、五二六	五、三一六	一六、八四二	
一年以上二年未滿	四、六〇六	一、八二〇	六、四二六	四四九	七九	五二八	五、〇五五	一、八九九	六、九五四	
二年以上三年未滿	二、九一七	一、一六三	四、〇八〇	二四八	七五	三二三	三、一六五	一、二三八	四、四〇三	
三年以上五年未滿	二、二〇三	九七二	三、一七五	五四	五四	二七八	二、四二七	一、〇二六	三、四五三	
五年以上十年未滿	一、五五六	八五七	二、四一三	二三三	二	二五四	一、七八九	八七八	二、六六七	
十年以上	九九五	三一一	一、三〇六	一一四	一一四	一二四	一、一〇九	三一一	一、四二〇	
計	一一三、〇三七	一〇、二七九	三三、三一六	二、〇三四	三八九	二、四二三	二五、〇七一	一〇、六六八	三五、七三九	(大正八年七月末日現在)

福岡縣下工場に於ける職工の勤續年數

大正八年七月未現在に於ける福岡縣工場課調査各工場職工勤續年數表は次の様である

工業種類	區分	別男女		六月未滿	一年以上	二年未滿	三年未滿	五年未滿	十年未滿	十年以上	計
		男	女								
染織工場	〔男〕女	〔男〕女	〔男〕女	一、八〇五	一、二九八	一、二〇七	一、二三一	一、二〇七	一、二九八	一、二七五	一、七七六
機械及器具工場	〔男〕女	〔男〕女	〔男〕女	二、三六三	二、四一八	二、四一八	二、二二四	六六四	五五六	二三六	六、二九七
化學工場	〔男〕女	〔男〕女	〔男〕女	二、五一六	一、九三四	一、五一一	一、二八一	一、二四六	一、二四二	一、八六	九、〇四〇
飲食物工場	〔男〕女	〔男〕女	〔男〕女	四八五	三八七	一七三	一六〇	一六〇	二二二	一四	五〇九
雜工場	〔男〕女	〔男〕女	〔男〕女	六二七	八〇八	五四	七四八	四三三	二四四	一八	八、六三二
特別工場	〔男〕女	〔男〕女	〔男〕女	一〇八	三六一	二六〇	一四九	一〇〇	一四一	四一七	五、五五九
合計	〔男〕女	〔男〕女	〔男〕女	九〇〇	七八一	三三九	七三三	一九〇	一九〇	一六七〇	一、六九一
				六一	二六〇	二二六	一六六	一六六	一六六	二一六	一、一九五
					四四一	二二六	一九〇	一九〇	一九〇	一六七〇	一、六七〇
					二七三	二五九	二五九	二五九	二五九	二七三	二、七三七
					四七	二二二	一九九	一九九	一九九	二一六	二、七三七
					一八三二	一七九	一七九	一七九	一七九	二一六	二、七三七
					二、七六四	二、〇二三	一、五三六	一、五三六	一、五三六	二一六	二、七三七
					八八一	七九九	七九九	七九九	七九九	二一六	二、七三七
					三一六	七四六	七四六	七四六	七四六	二一六	二、七三七
					七四六	二五、〇七一	二五、〇七一	二五、〇七一	二五、〇七一	二一六	二、七三七
					一〇六六八	一〇六六八	一〇六六八	一〇六六八	一〇六六八	一〇六六八	一〇六六八

福岡縣の鑛業調査

九月下旬福岡縣では縣下鑛業の狀況調査の目的で次

の如き照會を各鑛山に發した。

- 一、鑛業經營者及代表者
- 二、鑛山の名稱所在地及各鑛區別坪數
- 三、事業開始年月日

四、生産品の種類產額及價格 五、廢坑の年月及理由

六、試錐個所數及着手並終了月日

七、資本金（會社にありては拂込金及社債個人にありては推算額にても差支なし）

八、職工鑛夫に關する事項（イ）鑛夫使役數男女別（ロ）鑛夫賃金の最高最低額及賃銀外に於ける歩増或は手當額（ハ）鑛夫に對し日用品を廉賣せらるゝならば其品目廉賣價格單價一人當數量の制限其他廉賣の狀況（ニ）鑛夫一日の就業時間及公休（ホ）戰前戰時中及戰後に於る

鑛夫の就業状態並に其の生活状態(ヘ)鑛夫募集の状況 ▲募集方法
▲鑛夫一人に對する平均募集 ふ周旋人をして募集する場合には之
に對する報酬額▲鑛夫の移動状況(ト)賞與又は慰勞金の支給方法▲
會社にありては純益金を以てするものと作業費若くは營業費等の内
より支辨するものとの區分別支給率▲鑛夫及之に準ずるもの以外の
ものに對する賞與支給に關する區分別支給率(チ)賃金其の他收入の
昂騰に依り生活に及ぼせる影響(リ)鑛夫の教育程度宗教趣味嗜好の
概要(メ)鑛夫貯金の状況

九、時局に關する一般影響(イ)戰時に於ける一般影響 ▲炭價騰
貴に依る事業の擴張状況▲鑛業從事者の爭奪状況△物價騰貴に依る
鑛夫に對する施設の状況(ロ)休戦條約締結後に於ける影響 ▲物
價騰貴に依る賃銀増額要求の有無△前項の要請の概要及理由▲之に
對する鑛業主の施設▲同盟罷業等を爲したるものにありてば其狀況
及解決状況▲職工鑛夫を主とする労働組合の如き機關の有無及其概
要

十、鑛夫に對する一般の施設(イ)鑛夫其他の救濟に關する施設の概
要(ロ)鑛夫其他の訓育に關する施設の概要(ハ)鑛夫其他の疾病其他
保健衛生に關する施設の概要

十一、災害防止に對する施設の概要▲最近鑛山の變災事故の有無種
類及原因▲之に對する施設の概要

十二、近來各地に起れる賃銀増要求或は同盟罷業等に鑛み鑛業主の
之に對する希望或は意見

福岡鑛務署管内の坑夫數

大正八年十月迄の福岡鑛務署管内の鑛夫數は男坑夫

同最少の月

五月、三十三人

十三萬五千餘女坑夫六萬三千、百餘、計十九萬九千百
餘名である。本年中最多數の坑夫の居た月は八月の男

此等の災變中最も多いのは坑内の落盤によるもので之
は十萬回を越えてゐる。次には瓦斯又は炭塵の爆發で

九州、沖繩、山口縣下の鑛山を統轄する福岡鑛務署
の調査した本年一月より九月迄の炭坑の内外に起つた
變災及被害人員數の累計は次の如くである。

事變數	内最多	内最少
十一萬二千五百餘回	七月、一萬三千三百餘回	九月、一萬三千回餘
被害者人員數(死亡及重輕傷者數)	十月、八千四百餘回	九月、一千四百餘回
死亡者數	十四萬五千一百九十九名	十月、一千九百九十九人
重傷者數	四百五十人	二百九十八人
輕傷者數	十萬五千餘人	三月、五千人

女坑夫合計二十六萬三千五百餘人、七月の二十二萬四
千餘、五月、四月、三月、二月等何れも二十萬臺で
あつた、最少は一月の十八萬一千六百、六月の十九萬
五十等である。坑夫の移動は以上にても解る如く毎月
三四萬乃至一二萬の移動を有してゐる。

鑛業變災及被害者數

あるが本年に於ては大した瓦斯爆發はなく一時に幾百といふ多數の變死者を出した事は無かつた。次には捲揚機の切斷、自動車道又は捲揚車道、坑車の爲の災害其他爆破又は爆發樂、瓦斯中毒、窒息、出水、器械電氣等から起る災害である。坑外では器械の爲の負傷が一番多く次で汽罐破裂、爆發藥、礦車又は架空索道、燃灼融溶物、劇薬、電車等が事故の起因をなして居る。現在坑夫數は此等の變災者其他によつて移動甚しく毎月の移動状況大略次の様である。

九月坑夫總數	十九萬九千百餘人
内、男坑夫	十三萬五千餘人
女坑夫	六萬三千八百餘人
八月、男女、總數	二十六萬三千五百餘人……最多
七月、同上	二十二萬四千人
五月、四、三、二月	二十萬人内外
一月	十八萬一千餘人
六月	十九萬五千餘人〔最少〕

福岡礦務署管内の坑夫保健 状態

福岡礦務署の調査によれば大正七年中同管内の坑夫罹病者は一萬三千二百四十五名、此内死亡者男千二百

六十名、女三百八十八名である。而かも病氣の爲め解雇された者男八百七十六名、女百六十七名、治癒した者男七千五百六十九名、女二千九百八十五名である。就中上記の罹病者中肺結核にかゝつた者百一名であるが此内十四名は解雇され、二十二名は治癒したが、残り六十五名は全部死亡して居る。次に梅毒患者は百四十名で此内死者五名丈であるが、輕微なる花柳病患者は何程あるか知れない。此外の病氣では傳染病、血行器病、消化器病、呼吸器病、皮膚病、運動器病等である。以上は坑夫の保健状態であるが坑夫の家族殊に小兒の死亡率の高いのには驚くべきものがある。正確なる數字は充分に知れないが坑夫の生活に於ては生母と小兒との關係は通常人と異りて哺乳の機會少く、所によりては坑内で哺乳をせぬと云ふ迷信ある爲め小兒は完全な營養を與へられて居る結果、嬰兒死亡率は非常に多いのである。此小兒死亡に關しては礦務署でも詳細なる調査に着手すると云ふ。

福岡縣下の工場法實施後六ヶ月間に於ける職工扶助金額

工場法施行後六ヶ月間に於ける職工扶助金額に關し福岡縣の調査した處に據れば次の様なものである。

	人員 人	療養費	休業扶助料	傷害扶助料	遺族扶助料	葬祭料	計
染織工場	一三六	三一九・八九〇	五四九・五九〇	一	一	一	八六九・四八〇
機械器具工場	一、八九〇	四、〇四二・七三〇	一、七二三・九二五	一三〇・〇〇〇	四二三・四〇〇	四五・〇〇〇	六、三五五・〇五五
化學工場	八一三	三、三九八・五五〇	一、六九七・三六九	六三一・五〇〇	三三九・二〇〇	一〇七・〇〇〇	六、一六三・五一九
飲食物工場	一七五	六一〇・九一〇	二八三・〇九〇	一	一	一	八九四・〇〇〇
雜工場	七六	三三四・〇九〇	八六・二一〇	一	一	一	四二〇・三〇〇
特別工場	三二三	六六〇・五三〇	二二〇・三六〇	一	一	一	八八〇・八九〇
計	三、四一三	九、三六六・七〇〇	四、五六〇・四四四	七六一・五〇〇	七四二・六〇〇	一五二・〇〇〇	一五、五八三・二四四

大正八年六月分の調査に依れば全職工平均收入は割増及手當を合し四十二圓二十一錢であるといふ。

八幡製鐵所の勞銀及生産勞

銀

八幡製鐵所に於ける鐵の生産勞金は一噸に付從來十二圓臺であつたが七度に於ては一噸十七圓八十五錢五厘となり前年より五圓強増加した。今三年來の噸當

年次	製	產	職	工給	人夫給
三年	二三〇九二七・五六一	二五〇六・二七八	三一〇・六五五		
四年	二六七三六一・三五四	二八八二・二五〇	一六六・三五四		
五年	二七六九四四・八八一	三三四五・二九二	五四〇・四五三		
六年	三五一七〇七・〇六四	三八六二・〇一一	六二二・六七七		
七年	三二三五五〇・〇一一	四七一三・八四三	八八四・六四五		

り生産勞金を見れば左の如くである。

▲三年一二圓一九八▲四年一二、一五〇▲五年一四、〇〇九▲六年一二、七五〇▲七年一七、八五五

而して右生産に對する職工人夫給は左の如くなるが

福岡縣私設鐵道勞働者の狀況

九二〇

福岡縣下の私設鐵道、軌道等の哩數は約二百三十哩である。之に從事する勞働者の教育程度、休勤怠、就業時間、同種事業勤續年數等に關する最近の調査は下の如し。

五年以上
十年以上
計
三九
一二四二
一日の就業時間数は最多十二時間普通十時間を下らない、時間外就業時間は一日最多七時間普通二時間八である。

福岡縣の小學校教員家族數

小學校教員の家族數を知る事は可成り小學教員の生活苦緩和策に就いて考へつゝ在る人々に取りて意義がある。福岡縣廳の本年十一月十五日現在小學教員家族數調査表を見ると、男女各一家族平均人員三・四六八人である。其詳細は次の如くである。

	獨身者	男教員	女教員	合計
十九人	二二二	三二四	二二八	二二一五
八人	二二二	三二二	二二二	二二一五
七人	二二二	三二二	二二二	二二一五
六人	二二二	三二二	二二二	二二一五
五人	二二二	三二二	二二二	二二一五
四人	二二二	三二二	二二二	二二一五
三人	二二二	三二二	二二二	二二一五
二人	二二二	三二二	二二二	二二一五
一人	二二二	三二二	二二二	二二一五
家族	二二二	三二二	二二二	二二一五
家族	二二二	三二二	二二二	二二一五
家族	二二二	三二二	二二二	二二一五
家族	二二二	三二二	二二二	二二一五
家族	二二二	三二二	二二二	二二一五
家族	二二二	三二二	二二二	二二一五
家族	二二二	三二二	二二二	二二一五
家族	二二二	三二二	二二二	二二一五
家族	二二二	三二二	二二二	二二一五
家族	二二二	三二二	二二二	二二一五
家族	二二二	三二二	二二二	二二一五
家族	二二二	三二二	二二二	二二一五
十九人	一〇三	一九七	一〇三	一三〇七
八人	一〇三	一〇三	一〇三	一三〇七
七人	一〇三	一〇三	一〇三	一三〇七
六人	一〇三	一〇三	一〇三	一三〇七
五人	一〇三	一〇三	一〇三	一三〇七
四人	一〇三	一〇三	一〇三	一三〇七
三人	一〇三	一〇三	一〇三	一三〇七
二人	一〇三	一〇三	一〇三	一三〇七
一人	一〇三	一〇三	一〇三	一三〇七
独身者	九〇八	九〇八	九〇八	九〇八

十一人家族 二六
 十二人家族 三八
 十三人家族 三三
 十四人家族 一〇
 十七人家族 五
 計 三九〇 二三四 六二五五
 總家族數二萬千六百九十七名、男教員家族平均人數
 は四。〇九八、女教員家族平均人數は二・四〇五人で
 ある。

門司市中の労働者數

四月二日門司新報に據れば門司市中に於ける労働者
 の總數は三月三十一日現在の調査にて七千四百九十一
 人、内男六千三百二十二人、女は總數の三割強で千百
 六十六人である。業別すれば、

業別	男	女	合計
大工	七九五	七	八〇二
瓦工	八八	一五	九三
左官	六四	一五	七九
瓦職	五一	五五	一〇〇
石工	五二	五二	一〇四
煉瓦職	五二	五二	一〇四
表具職	五五	五五	一一〇
桶職	四〇	四〇	八二
鍛冶職	五一	五二	一〇七
彫刻師	二一	二一	四二

但しセメント職工、其他各工場の職工、海上の労働
 者等を含むでゐないから全總數萬に達しよう。一日の
 収入は金銀細工師の如き一圓以上に上るものが石炭仲
 仕、大工左官等は平均一日二圓位と見る可し、労働團
 體として有力なるは友愛會支部にして同會は陸上及海
 上兩支部を有してゐる。

山口縣職工生活調査

山口縣保安課にては労働問題に關する調査を始め工
 場法による工場の七月末現在職工の教育、勤續狀態、
 地方別、配遇者、出產、貯金等の有無を精査し八月中
 に取纏め引續き生活狀態の調査を行ふ筈である。